

# 特記仕様書

(適用)

## 第1条 適用

本特記仕様書は、「R1吉土 江川他 石・藍畑他 河川維持業務(1)」に適用する。

## 第2条 総則

委託設計書及び本特記仕様書に記載なき事項については、「徳島県土木工事共通仕様書」等によるものとし、本特記仕様書は共通仕様書より優先する。

## 第3条 作業の実施時期

本業務の実施時期及び実施箇所は監督員より指示する。

## 第4条 業務範囲

業務範囲については位置図または平面図に示す河川区域内とする。

## 第5条 業務内容及び作業頻度

業務内容については監督員より指示する。また、作業が終了したときは、その箇所の図面を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

## 第6条 廃棄物の処理及び処分

廃棄物の処理及び処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、受注者の責任において、適正に処理及び処分を行うものとする。

## 第7条 作業報告

業務完了時には必要書類を整理し監督員に提出すること。

## 第8条 現場責任者

受注者は、「現場責任者届」を契約後7日以内に監督員へ提出し確認を受けなければならない。

## 第9条 除草時の飛散防止

受注者は、飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下の①又は②のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。

- ①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用
- ②ベニア板、飛散防止用ネット等の防護材を使用
  - ・草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追随させる。
  - ・歩道の縁石際など、草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、幅の広い防護材を使用する。
  - ・受注者は、実施する飛散防止対策について、着手前に書面により、監督員に提出し、確認を受けなければならない。

## 第10条 その他

仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議を行うものとする。

また、不慮の大雨による洪水等に対する安全対策についても、避難手段を確保する等して作業を行うこと。

徳島県東部県土整備局長 殿

受注者 住所  
氏名

印

## 現場責任者届

業務名 \_\_\_\_\_

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	( . . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。  
＜直接的な雇用関係＞現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
  - (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
  - (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。